

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(路上喫煙等監視指導員)

第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動，路上喫煙等禁止区域における指導，条例第11条に規定する過料（以下「過料」という。）の処分及び徴収（以下「過料の処分等」という。）その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため，路上喫煙等監視指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は，市長が任命する。

3 指導員は，路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは，路上喫煙等監視指導員証（第1号様式）を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

(過料の処分等に係る権限の委任)

第3条 市長は，指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。

2 市長は，必要があると認めるときは，過料の処分等に係る事務を自ら執行する。

(標識の様式)

第4条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は，第2号様式による。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選により定める。

3 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は，会長が招集する。ただし，会長及び副会長が在任しないときの審議会は，市長が招集する。

2 会長は，会議の議長となる。

3 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 審議会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5 審議会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は，文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

(過料)

第9条 過料の額は，1,000円とする。

2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は，路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書（第3号様式）により行うものとする。

3 過料の処分の通知は，路上喫煙等に係る過料処分決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は，所轄局長が定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月24日規則第47号）

この規則は，平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第75号）

この規則は，平成20年6月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

路上喫煙等監視指導員証		第 号
写真	所 属	
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する路上喫煙等監視指導員であることを証明します。		
	年 月 日	
	京都市長	印

第2号様式（第4条関係）



備考 たばこの図柄（火が付いていることを表す部分を除く。）は黒色，煙の図柄は青色，文字及び地は白色，その他の部分は赤色とする。

第3号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様	路上喫煙等監視指導員 ㊟
住所	告知の年月日 年 月 日
電話	—

<p>あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処せられることとなります。</p>	
違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	京都市 区
<p>この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。</p>	
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出
提出先	
提出期限	年 月 日

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第4号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員 ㊟
住所	通知の年月日 年 月 日
電話 ー	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処します。

違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	京都市 区

備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 第3条第2項の規定により市長が自ら事務を行う場合は、この様式中「路上喫煙等監視指導員 ㊟」とあるのは、「京都市長 ㊟」とする。